## 分科会長の選出について

## 1 案件説明

青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会の分科会長は、青森市健康福祉審議会条例第8条第2項において「委員の互選により定めること」と規定されています。

通常開催の際は、委員の皆様からの御推薦を基に分科会長を決定していたところでありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年第1回青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会を書面開催としたため、事務局より分科会長案を提案させていただくものです。

## 2 提案内容

次の理由により、<u>青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会の分科会長として、青森市歯科医師会会長の高谷和彦委員を推薦いたします。</u>

高谷委員は、青森市歯科医師会の会長を務められており、青森市内全域の歯科医療に関する実情を熟知されているほか、歯科公衆衛生に関する見識や経験が豊富であります。

このことから、本分科会において広く地域保健に関する事項を調査審議するに当たり、分科会長として適任であると思慮されるため推薦させていただくものです。

## 3 関係資料

(資料2) 青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会 委員名簿